

**2025年愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金及び
2025年愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務
業務委託 企画提案募集要領**

1 趣旨

燃油価格高騰の影響を受け、厳しい状況にある窯業事業者及び繊維事業者に対し、負担軽減のための支援金を交付する。この業務を委託するにあたり、プロポーザル（企画提案）により参加事業者を募集する。この募集要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものである。

2 募集の内容

(1) 事業名

2025年愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金及び
2025年愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務 業務委託

(2) 業務内容

「2025年愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金及び2025年愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務 業務委託 仕様書」のとおり。

<業務の概要>

- ①事務局等の設置・運営（事務局、コールセンターの設置・運営等）
- ②申請書類の作成及び申請等システムの構築並びに広報
- ③受付・審査等業務（申請の受付、審査、補正、通知、支援金の支払に係るデータ処理、問合せ等への対応、受付・審査マニュアルの作成等）
- ④コールセンター業務（支援金に係る各種問い合わせへの対応等）

(3) 契約形態

別添「契約書（案）」に基づく委託契約とする。

(4) 委託期間

契約締結の日から2025年8月29日（金）まで

(5) 契約金額

委託費 65,337,254円以内（消費税及び地方消費税含む）

※但し、2025年愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金は22,176,714円以内、
2025年愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金は43,160,540円以内とする。

ア 対象経費

(ア) 事業実施・運営等に要する経費（人件費、賃借料、設備費、旅費、印刷費、通信運搬費、振込手数料、一般管理費 等）

※ 機器・設備等については、原則リースまたはレンタルでの対応とする。

(イ) 上記（ア）の経費にかかる消費税及び地方消費税

イ 対象外経費

(ア) 本委託業務以外にも活用できる物品や施設、設備等を設置または改修する経費、会議等での弁当代、茶菓、事務センタースタッフの賄いなどの食糧費、受託者の本来業務にかかる経費

- (イ) 領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費

(6) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(7) 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

3 応募資格

受託者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。また、単独企業だけでなく複数の企業・団体での共同によるグループ応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募はできない。

- (1) 愛知県の令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03. 役務の提供等」に登載されている者であること。
- (2) 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人（一般社団法人・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。
- (3) この募集開始の日から選定結果を通知する日までの期間において、「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除命令を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) プライバシーマークの付与を受けていること。又はそれに準ずる認証等を取得していること。

4 募集期間

2025 年 2 月 19 日（水）～2025 年 3 月 4 日（火）午後 3 時まで

5 企画提案参加希望書兼公募説明会出欠票の提出

企画提案の参加を希望する者は、様式1「企画提案参加希望書兼公募説明会出欠票」に必要事項を記入し、提出すること。なお、参加希望を取り下げる場合は、その旨を電子メールで連絡すること。

(1) 期 限：2025年2月25日(火) 午後5時まで

(2) 方 法：電子メールで提出すること。

(3) 提出先：愛知県経済産業局産業部産業振興課(sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp)

※件名は「窯業・繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務 業務委託 企画提案参加希望書兼公募説明会出欠票」とすること

6 公募説明会の開催

参加希望者向けの説明会を以下のとおり開催する。なお、説明会への参加は応募の必須条件ではない。

(1) 日時

2025年2月26日(水) 午前10時から1時間程度(予定)

(2) 場所

愛知県自治センター 5階 第四会議室

(名古屋市中区三の丸3-1-2)

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2025年3月4日(火) 午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

持参、郵送(配達証明に限る)又は宅配便(配達証明されるもの)のいずれかとする。(電子メール及びFAXによる応募は不可。)

※持参の受付は、土・日・祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送及び宅配便の場合は、期限までに確実に到着するように留意すること。

(3) 提出先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

住 所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-954-6341

(4) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1案とする。

(5) 提出書類

ア 企画提案書(様式2)

(ア) 企画提案書(様式2)の「2 事業の内容(企画提案)」の内容に準拠し、日本語で簡潔明瞭に専門知識がない者にもわかりやすい表現で作成すること。

(イ) 提案書の形式は、A4縦、横書き、左綴じかつ2穴つきのA4判表紙1枚とし、表紙、目次を除き、資料を含め15ページ以内とする。

また、文字のサイズは12ポイントとする。

なお、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更することや、記述方向を一部縦とすること、一部文字サイズを変更することは差し支えない。

イ 経費積算見積書・・・(A4判・様式任意)

- ・記載に当たっては、「2025年愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務の実施に係る経費」と「2025年愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務の実施に係る経費」について、必要経費を明確に区分すること。但し、両支援金の経費において、区分できない部分については、窯業支援金：繊維支援金の経費比率を1：2（想定事業者数等を参考とした比率）として記載すること。
- ・単位は円とすること。
- ・当業務に係る所要経費を全て見積り、積算額及びその積算根拠を記載すること。
- ・金額は消費税込みの金額を記載するとともに、内訳として消費税額も併せて記載すること。

ウ 提案内容補足説明資料・・・(A4判・様式任意)

「ア 企画提案書」や「イ 経費積算見積書」の内容で特に補足説明があれば提出すること。

エ 過去3年間の関連事業の実績・・・(A4判・様式任意)

- ・過去3年間における国もしくは地方自治体の給付金等の運営事務に係る受託実績を記載すること。特に、事業者向けの補助金等の類似事例である場合は、その旨を記載すること。（発注機関名も記載）
- ・参考となる資料（チラシや実績報告の概要等）があれば添付も可とする。

オ 社会的価値の実現に資する取り組みに関する申告書（様式3）

- ・様式3（「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」）について、様式3裏面の記入要領を確認のうえ記載するとともに、添付書類（登録証等の写し）を添えて提出すること。

カ 前年度もしくは前々年度の決算書類（事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）

（6）提出部数

正本1部、副本8部とする。

8 審査方法

（1）選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

（2）審査方法

提出された企画提案書を始めとする提出書類について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案が3者を超える場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う（選定委員会と同様の基準にて審査）。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(3) 選定委員会の開催

ア 日時 2025年3月中旬

イ 場所 愛知県庁内会議室

(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)

【委員会における審査】

審査は、提出書類に基づく書面審査及び提案者による対面のプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは1者15分程度とする。説明は企画提案書をもとに行うものとし、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可とする。説明終了後に質疑応答を15分程度行う。

なお、予備審査の結果及びプレゼンテーションの日時は別途連絡する。

(4) 評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点
提案概要	・コンセプトがはっきりしているか。
実施体制	・事業実施体制が整っており、円滑かつ適切に事業を実施できるか。 ・セキュリティ対策がなされているか。 ・統括責任者においては、過去に十分な類似業務の従事経験があるか。
実施方針・スケジュール	・事業の趣旨、内容を十分理解した内容となっているか。 ・実現可能なスケジュールか。
事務局等の設置・運営	・業務を円滑かつ正確に遂行できるような、事務局等の設置となっているか。 ・各業務を適切に運営できる人員の配置となっているか。 ・セキュリティ対策がなされているか。
申請書類の作成及び申請等システムの構築	・支援金の迅速、適切、公正な交付ができる申請システムが構築されているか。 ・事業者が記入しやすく、また、審査が行いやすい申請書類一式を作成できるか。 ・システムの構築後、脆弱性診断を実施し、第三者の認証を受ける見込みがあるか。 ・システムの安定的な運用が見込めるか。
受付・審査等業務	・受付や審査の方法は実現可能でかつ円滑な支払いに資する内容となっているか。 ・重複申請や不正受給を防止する効果的な内容となっているか。
コールセンター業務	・問い合わせの集中に対応できる体制となっているか。 ・クレームに対し適切に対応できるか。 ・原則コールセンターで完結できるようになっているか。
その他	・制度等の変更に対して柔軟に対応出来るようになっているか。 ・進捗管理は適切に行えるようになっているか。 ・その他円滑な実施に向けた付加提案が行われているか。
経費積算見積	・適正かつ妥当な見積金額となっているか。
業務実績	・本業務の遂行に資する同種業務等の実績を有しているか。
社会的価値の実現に資する取組	・社会的価値の実現に資する取組がなされているか。

(5) 結果通知

応募者全員に対して、決定後速やかに通知する。

(6) 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ・応募書類が本要項に示された要件を満たしていない場合
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・その他、直接または間接に公平な審査に支障を来たす行為が確認された場合

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、精算払いとする。

ただし、企画提案書及び契約書の内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額等を変更する場合がありますので、あらかじめ了解すること。

10 その他の事項

(1) 総括責任者

ア 受託者は、本業務の処理について総括責任者を定め、委託者に通知するものとする。総括責任者を変更した場合も同様とする。

イ 総括責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事務を処理するものとする。

ウ 総括責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

(2) 業務報告

事業実施期間終了後は所定の様式により事業実施報告書を提出すること。

(3) 留意事項

ア 本事業の実施にかかる会計関係等を明確にした書類を整備すること。また、他の経理と区分して会計処理を行うこと。

イ 事業期間中の進捗状況や事業終了後の実績報告については、県からの求めに応じて、速やかに対応すること。

ウ 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部または全部を解除し委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。

エ 個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(4) その他

ア 業務の内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、県との協議のうえで詳細を決定し、委託契約する。その際、企画内容や委託料を変更する場合がある。また、協議が不調に終わった場合は次点者と協議を行うものとする。

イ 採用された事業計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合、または国の制度変更に伴い業務内容に影響を及ぼす場合は、その都度県と協議し、その指示に従うものとする。

ウ 成果物の著作権は県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないも

のとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

エ その他事業の実施にあたっては、県と十分協議のうえ実施すること。

11 スケジュール

2025年2月19日（水）	公募開始
2025年2月25日（火）	企画提案参加希望書兼公募説明会出欠票の提出
2025年2月26日（水）	公募説明会
2025年3月4日（火）	企画提案書の提出期限
2025年3月中旬	選定委員会・審査結果の通知
2025年3月中旬	契約締結、委託業務開始
2025年4月21日（月）	申請受付の開始（予定）
2025年8月29日（金）	契約終了

12 問い合わせ先

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課

TEL 052-954-6341（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6976

メール sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp